

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)  
戦略的創造研究推進事業にかかる任期制契約職員の募集

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、科学技術基本計画の中核的な実施機関として、「科学技術の振興」に関わる業務を行っています。JSTでは、新たにJSTの基礎研究事業が円滑に推進されるよう、支援、運営に携わっていただける専門スタッフ(主任調査員)を募集します。

職名	主任調査員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的創造研究推進事業に係る研究領域の選定・運営、研究課題の募集・選考・採択・評価、研究推進状況の管理、研究費(研究契約)の管理等に関する業務</li> <li>・その他、特許出願支援、アウトリーチ活動や事業改善等、機構が必要と判断する業務</li> </ul> ※戦略的創造研究推進事業について URL: <a href="http://www.jst.go.jp/kisoken/">http://www.jst.go.jp/kisoken/</a> ※CREST について URL: <a href="http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/">http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/</a> ※さがしげについて URL: <a href="http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/">http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/</a>
応募資格(要件)	1)大卒以上で研究開発経験を有する技術系の方。その上で特に、以下の要件を満たすことが望ましい。 ・情報通信分野(特にヒューマンコンピュータインタラクション、人間拡張、VR・AR等のインタラクション技術)について専門性を有する。 ・研究開発マネジメントの経験を有する。 2)日常業務の遂行に必要な社会的知識・技能、コミュニケーションスキルがあり、機構内外の関係者等と緊密な連携を取りつつ、チームメンバーと協働して研究推進や情報発信等ができること。 3)OA 操作において、Windows、Microsoft Word/Excel/Power Point、電子メールソフト等の使用経験があり、業務遂行上支障がないこと。 4)業務上必要な場合において、英語によるメール等でのやりとりや情報収集等が可能なこと。
任期	◆単年度契約 ◆次年度以降の契約更新については、人事評価等によりJSTが必要と判断した場合に限り可能。 ◆更新回数は4回を限度とする。 ※但し、事業年度中に65歳に達する時は、更新回数に関わらず当該事業年度末日をもって雇用契約を終了とする。事業の改廃、国における予算の状況その他の事情により、契約更新を行わない場合がある。
勤務地	JST 東京本部別館/東京都千代田区
勤務時間	勤務時間 選択制…上司と調整の上、個人が選択 (1)9:00~17:30 (2)9:30~18:00
休日休暇	完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、創立記念日、年次休暇、特別休暇
処遇	◆給与については経験等考慮の上、JST規定により決定致します。 510万円~600万円程度 ◆通勤手当はJSTの規定に基づき別途支給 ◆年齢により、月給制または年俸制にて支給 ◆各種保険完備
着任時期	平成29年5月1日以降(適任者と相談の上、決定)
採用予定数	1名
選考方法	◆書類選考、面接試験により選考いたします。 ※書類選考合格者のみ面接試験を実施いたします。 ※選考内容に関するご質問、お問い合わせ等は一切受付いたしません。 ※採否の決定はメール等により個別に連絡いたします。
応募方法	提出書類を下記採用関係照会先まで郵送もしくはE-mailで送付のこと
提出書類	1. 履歴書(写真添付のこと) 2. 職務経歴書(様式自由) 3. 志望動機と自己アピール A4用紙 1枚程度(書式自由) ※いずれも、様式自由 ※連絡先に電話(携帯等)、E-mailアドレスを記載してください。 ※提出書類は返却しませんのでご了承ください。 ※応募に際して提供された個人情報に関しては選考目的以外には使用しません。
応募期限	随時選考し、適任者が決まり次第締め切ります。
書類提出先 及び問合せ先	国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部 担当:松尾、大阿久 〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's五番町 TEL: 03-3512-3526 E-mail: <a href="mailto:oaku@jst.go.jp">oaku@jst.go.jp</a> ※ご不明な点やご質問等に関しましては、上記照会先にてご確認下さい。
備考	1. 採用決定し、JSTが直接雇用するに当たっては、以下の提出が条件となります。 ・身元保証書(保証人2名要※1) ・個人番号※2(扶養家族を含む) 2. 上記1.に加え、職場における事故等の緊急時対応のため、緊急時連絡票(本人と本人以外の緊急連絡先を記載したもの)もご提出いただきます。 ※1 保証人には両親以外の方を少なくとも1名、非同居人(親も可とします)を少なくとも1名含むものとします。 ※2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条に定めるもの(マイナンバー)